

新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務優先交渉権者選定会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務優先交渉権者選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務の優先交渉権者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、選定会議を設置する。

(協議事項)

第3条 選定会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 提案の評価
- (2) 優先交渉権者の決定
- (3) その他公募型プロポーザルを実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 選定会議は、別表に掲げる職にある委員5人により構成する。

(委員長)

第5条 選定会議に委員長を1名置く。

- 2 委員長は廃棄物対策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 選定会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 選定会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、選定会議の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 選定会議の事務局は、廃棄物対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、優先交渉権者が決定した日の翌日にその効力を失う。

別 表

新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務優先交渉権者選定会議委員名簿(順不同)

委員長	新潟市環境部廃棄物対策課長	南雲 洋子
委員	清掃審議会 委員	関谷 浩史
	清掃審議会 委員	坂上 照美
	新潟市市民生活部広聴相談課長	渡辺 正義
	新潟市環境部循環社会推進課長	堀内 正徳